附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表第一（第四条関係）

第一欄	第二欄
漁港水面施設運営権番号欄	漁港水面施設運営権番号
漁港水面施設運営権の水域欄	漁港水面施設運営権の水域
漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容欄	漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容
漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間欄	漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間
存続期間欄	存続期間
漁港水面施設運営権に係る漁港の漁港管理者の名称欄	漁港水面施設運営権に係る漁港の漁港管理者の名称
漁港水面施設運営権の行使の停止等欄	漁港水面施設運営権の行使の停止又はその解除があったときは、その旨（停止期間があるときは、その旨及びその期間）
原因及びその日付欄	登録原因及びその日付
登録の日付欄	登録年月日
	閉鎖の年月日

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
表題部についての登録に共通する事項			
一	存続期間の更新に係る存続期間についての変更の登録	変更後の存続期間	変更があったことを証する書面
二	表題部の登録事項についての更正の登録	更正後の表題部の登録事項	イ　錯誤又は遺漏があったことを証する書面 ロ　漁港水面施設運営権の水域についての更正の登録を申請するときは、更正後の漁港水面施設運営権水域図
権利部についての登録に共通する事項			
三	令第二十六条第二項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登録		相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の合併を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）及びその他の登録原因を証する書面
四	登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
五	権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　付記登録によってする権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
六	登録の抹消（十五の項及び三十の項の登録を除く。）		イ　令第三十三条第三項の規定により登録権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があったことを証する書面 ロ　令第三十三条第四項前段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　債権証書並びに被担保債権及び最後の二年分の利息その他の定期金（債務不履行により生じた損害を含む。）の完全な弁済があったことを証する書面 (2)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面 ハ　令第三十三条第四項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　被担保債権の弁済期を証する書面 (2)　(1)の弁済期から二十年を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたことを証する書面 (3)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面 ニ　イからハまでに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面